

北海道産業貢献賞
(卓越した技能者)
表彰事務取扱要領

1 趣 旨

北海道産業貢献賞(卓越した技能者)表彰事務の取扱いに関しては、北海道表彰規則及び北海道表彰規則に基づく表彰事務取扱要領(総務部長通達)に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

2 表彰の対象

表彰の対象は、表彰が行われる日現在、道内の事業所に勤務する者(事業を営む者を含む。)であって次の各号に該当するものとする。

(1) 全産業に属する技能の職業に従事するものであるが、職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)に基づく技能検定及び職業訓練の職種に係る職業に就業している者を中心とする。

(2) 同一職種に関し、25年以上の実務経験を有し、かつ、満年齢45歳以上の者。

3 表彰の基準

表彰の基準は、前項に該当する者であって、次の各号に該当し、その功績が顕著であると認められる者。

(1) その者の技能が極めて優れており、現に技能職に従事している者で他の技能者の模範と認められる者。

(2) 技能を通じて作業の改善に努力し、生産性の向上に貢献した者。

(3) 技能を通じて後進の指導に努力し、技能水準の向上に著しい功績を収めた者。

4 表彰の対象外

前項の基準を満たす者であっても、次の各号の一に該当する者は対象としないものとする。

(1) 破産者で復権を得ない者

(2) 刑事事件に関して、現に起訴されている者

(3) 禁固以上の刑に処せられ、その執行が終わった日から10年を経過しない者

(4) 罰金刑に処せられ、その執行が終わった日から5年を経過しない者

(5) 執行猶予付きの刑では、当該執行猶予期間を経過しない者

(6) その他表彰することが適当でないと思われる者

5 表彰者数

24人以内とする。

6 推薦の方法

推薦の方法は、次のとおりとする。

(1) 職業訓練団体、技能士会、商工会議所、商工会等民間団体は、被表彰候補者が居住又は事業所が所在している市町村長に対して推薦を依頼する。

(2) 市町村長は、前項の推薦依頼を受けて真に表彰されるに値する者と認めるときは、別表に定める職種について原則として1職種1名を選考し、推薦調書に推薦書を付して総合振興局長又は振興局長(以下、「総合振興局長等」という。)に推薦する。

(3) 総合振興局長等は、前項の書類を受領したときは内容を審査し、原則として1職種1名を選考し、知事に推薦するものとする。

7 提出書類

(1) 推薦団体が市町村へ提出する書類は次のとおりとする。

- ア 推薦調書 3部 (別紙1号様式)
- イ 推薦理由書 3部 (別紙2号様式)
- ウ 受賞環境調書 3部 (別紙3号様式)
- エ 推薦願 3部 (別紙4号様式)
- オ 住民票 3部 (2部複写可)

(2) 市町村長が知事(総合振興局又は振興局経由)へ提出する書類は次のとおりとすること。

- ア 推薦団体から提出された書類 2部
- イ 推薦書 2部 (別紙5号様式)

8 表彰の時期

例年11月中

別 記

1 卓越した技能者の概念について

この表彰を受けることのできる卓越した技能者とは、職務の遂行に技能を要する職業（以下「技能職」という。）に表彰の行われる日現在において従事している者であって、その有する技能が当該職業に従事している他の技能者に比して著しく卓越しており、道内を通じて最高水準にある者であること。

なお、表彰を受けることのできる者は、その有する技能において極めて優れているのみならず後進技能者の指導育成をする等労働者の技能水準の向上、その他地位向上等に寄与するとともに、産業の振興、生活文化の発展に尽くし、勤務成績、日常行為等において他の技能者の模範と認められる者であること。

2 技能職の範囲について

この表彰を受けることのできる者の従事する職業は、技能職であれば製造業、建設業をはじめ全産業に属するものが含まれるものであるが、この表彰制度が技能労働者の育成確保に資することを目的としていることから、職業能力開発促進法に基づく職業訓練及び技能検定の職種に関連するもので現に技能職に従事している者に重点を置くものであり、その職種は別表のとおりであること。

なお、現に技能職に従事しているとは、溶接工、機械工等一般に技能職と呼ばれる職業に従事している者に限らず、本人の職名が会社、団体の役員、訓練校、研修所の指導員等であっても、日常当該技能を職務上活用している場合にあつては、当該溶接工、機械工等の技能職に従事しているものとみなすこと。

3 表彰の対象としない者について

要領 4 各号のほか、同一事績をもってすでに知事表彰、大臣表彰または褒賞、叙勲を受けている者は、この表彰を受けることはできないものであること。

4 その他

- (1) 被表彰候補者を推薦した後において候補者に身分上の変動（死亡、転職、住所変更等）その他提出書類の記載事項に変更を生じた場合には、直ちに連絡すること。
- (2) 道における技能者表彰関係事務は、北海道経済部労働政策局産業人材課において所掌していること。
- (3) 各総合振興局及び振興局におけるこの表彰事務は、産業振興部商工労働観光課において所掌していること。